

保護者各位

清須市教育委員会
清須市立新川学校

災害時における児童生徒の登下校について

災害時における児童の登下校の取り扱いについて、気象庁から発表される暴風警報の発令区分の変更に対応するため、下記のようにいたしますのでよろしくお願いいたします。

併せて、給食の取り扱いについても一部変更をいたしましたので、よろしくお願いいたします。

記

1 暴風（暴風雪）警報発令の場合

(1) 登校前に清須市に暴風（暴風雪）警報が発令されている場合

	警報が解除された時間	授 業	事前に給食中止予定の場合
①	午前6時30分前まで	平常どおり	弁当持参
②	午前6時30分から午前8時30分まで	3時間目から行います。弁当を持って、10時30分までに登校してください。	弁当持参
③	午前8時30分から午前11時まで	5時間目から行います。家で昼食をすませ、13時30分までに登校してください。	
④	午前11時以降	休校とします。	

※ 上記①から③の場合は、地域によって、通学路の冠水・河川の増水等により登校が危険と判断される場合は登校しません。

※ 給食の実施の有無は、前日の帰りまでに決定し、文書と緊急メールで連絡します。なお、前日が休みの場合は、その前の最終授業日に決定し、文書と緊急メールで連絡します。

※ 暴風（暴風雪）警報は、平成22年5月から市町単位で出されるようになりました。気象警報・注意報は、以下の方法で確認できます。

1 気象庁のホームページ

URL: <http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/bosai/keiho.html>

2 国土交通省防災情報提供センター携帯サイト

URL: <http://www.mlit.go.jp/saigai/bosaijoho/i-index.html>

3 テレビ放送

地上デジタルテレビのデータ放送

(2) 登校途中に暴風警報が発令された場合

① 登校途中に暴風警報が発令された場合は、教職員等の協力のもと速やかに帰宅させます。

なお、留守家庭等の児童（生徒）については、家族等へ引き渡すまで学校に待機させます。

※ 「家族等への引き渡し方法」「緊急時の下校方法」については、年度始めに調査をします。警報発令情報に注意すると共に、緊急メール等の緊急連絡にもご注意ください。

(3) 登校後に暴風警報が発令された場合

① 安全に帰宅させることができる時は、速やかに集団下校します。

② 状況により教職員が付き添います。

③ 下校が、危険な場合は、危険がなくなるまで学校で待機させます。

④ 暴風警報が発令される前においても、状況により清須市教育委員会の指示により下校させる場合があります。

※ その場合は、年度始めに調査した「緊急時の下校方法」に従って下校させます。

2 特別警報が発令された場合

(1) 登校前に特別警報が発令された場合

- ① 登校しません。
- ② 特別警報解除後も、災害の状況及び気象・通学路の状況等により、児童を安全に登校せうと判断できるまで登校しません。

(2) 登校後に特別警報が発令された場合

- ① 授業を中止し、災害の状況及び気象・通学路の状況等により児童の生命・安全の確保を最優先に学校に待機させ、全児童を保護者の引き取りによって下校させます。

※ 下校が危険な場合には、特別警報解除後も、災害の状況及び気象・通学路の状況等により、児童を安全に下校せうと判断できるまで下校させません。

3 集中豪雨などの場合（大雨・雷雨・大雪などの警報を含む）

原則として、平常どおり授業を行います。

ただし、その時の状況により、臨時休校あるいは家庭待機の措置をとることがあります。

大雨や河川の水位が上がって災害が予想され、市防災本部が避難準備情報を発令した場合は、休校となります。

(市の防災無線放送で避難準備情報の放送がはまります。)

4 地震の場合

(1) 地震による被害が出た場合

① 登校前に地震による被害が出た場合

- ・ 被害が大きく登校が困難な場合は、自宅あるいは指定避難場所に待機して、市の防災無線放送による連絡、または学校からの指示を待ってください。

② 登校後に地震による被害が出た場合

- ・ 被害が大きく下校が困難な場合は、危険がなくなるまで学校に待機させます。その場合は、保護者等に迎えにきていただきます。
- ・ 状況により教職員が付き添って集団下校させます。

(2) 「東海地震注意情報」が発表された場合

「東海地震注意情報」が発表された場合	対 応
① 登校前に発表された場合	休校とします。
② 登下校中に発表された場合	教職員やPTAの協力により、自宅が近い場合は直接自宅へ、そうでない場合は、学校へ誘導します。(※ただし、帰宅させる場合は、保護者の在宅を確認し、児童が一人にならないように配慮します。)
③ 登校後に発表された場合	学校職員およびPTAの協力により、速やかに授業を中止し付き添い下校させます。(※なお、留守家庭等の児童については、学校に待機させ保護者等に引き渡します。)
④ 「東海地震予知情報(警戒宣言)」が発令されず、「東海地震注意情報」が解除された場合	台風時の暴風警報解除の時と同じです。

・異常気象および災害発生等により、休校または始業時刻を変更する必要がある時は、緊急メール「きずなネット」やPTA委員さんを通じて連絡します。状況に応じて市の防災無線放送でも連絡いたします。